

第4回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和3年9月27日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 南部部長・遠藤副部長・久米寛治委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・吉岡委員・阪井委員・厚田委員・久積委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・井出委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 岡部委員・竹内委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 南部部長 (部長挨拶)
それでは第4回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は桑野地区の森委員と宝田地区の厚田委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(4条)
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第5号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(5条)
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、2ページの第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請 No. 5については〇〇〇〇〇〇の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区今回議案はございません。
- 南部部長 それでは福井地区からご報告します。福井地区今回議案はございません。
- 南部部長 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

南部部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は9月22日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は9月21日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

南部部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は9月24日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

南部部長 次に、富岡地区お願いします。

厚田委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は9月24日に事務局にて

見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、宝田地区お願ひします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は9月24日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

南部部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は9月17日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、中野島地区お願ひします。

遠藤副部長 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は9月17日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、

許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、大野地区お願ひします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は9月22日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は9月21日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、那賀川地区お願ひします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は9月24日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、取下としました。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は9月21日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

南部部長 それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇 退室)

南部部長 議事を再開します。
それでは、議案書2ページの第2号議案No.5について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

南部部長 それでは、議案書2ページの第2号議案No.5について、承認といたします。

退室した〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇 入室)

南部部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

幸田委員 農地法第3条の規定による許可申請で、よく出てくる「法第2条第2項」について、説明してください。

事務局 農地法第3条の許可要件は、世帯員等で満たせばよいことになっています。その世帯員の範囲は、住居及び生計を一にしている親族はもちろん、別世帯であっても当該親族の行う耕作に従事する2親等内の親族まで含まれます。
例えば、農業経営者である親が5反要件を満たしており、別世帯で農地を所有していない子供であっても、耕作に従事しておれば、農地を取得できるということになります。

南部部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第4回農地部定例会議案については、第2号議案No.11について取下、その他については承認です。

南部部長 ただいま事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

南部部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

《議案外、その他》

南部部長 以上をもちまして、第4回農地部定例会を閉会いたします。次回は、10月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会